

令和6年7月16日

令和6年第7回

農業委員会総会議事録

[総 会]

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和6年7月16日 10時00分 岩国市民文化会館 第一研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり

1番 小林 増次	2番 片山 剛	3番 松宮 榮昭
4番 隅 ふじ江	5番 藤中 京子	6番 小川 栄太郎
7番 上尾 家隆	9番 中尾 正浩	10番 黒崎 友美
11番 塚田 由美子	12番 原田 孝親	13番 林 聖文
14番 藤村 浩司	15番 刀祢明 薫	16番 森川 稔己
17番 清弘 進	18番 梅川 仁樹	

3 本日の総会に欠席した委員

8番 藤本 哲

4 本日の総会に出席した職員は次のとおり

局長 佐伯 史公	次長 後 詳子
由宇支所 河村 弘志	周東支所 木村 茂泰
周東支所 沖田 史典	美和支所 宮本 伝
錦支所 藤高 朝代	事務局 木村 吉秀

5 会長は、午前10時00分、委員総数17名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は、本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

5番 藤中 京子 9番 中尾 正浩

7 本日の総会の議事日程は次のとおり

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項

- 1 農地法第4条の規定による届出の受理の取消について
- 2 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 3 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 4 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
- 5 現況証明について
- 6 農地所有適格法人報告書の提出について
- 7 農地法第3条の規定による許可処分の修正について

8 議 事
議 長

それでは、ただ今より令和6年第7回農業委員会総会を開催いたします。
本日は、委員総数18名のうち17名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、5番藤中京子委員と9番中尾正浩委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

では早速、議案に移ります。「議案第20号農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

最初の案件につきましては、10番委員が行政書士として申請者の代理人となっておりますので、10番委員は一旦議場から退出をお願いします。

それでは、1番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

1番岩国地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、田。現況、畑。面積は65㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では担当の中尾委員、追加説明をお願いします。

第 9 番

それでは追加説明をいたします。申請地は川下出張所から北に約570mに位置する農地です。

譲渡人は隣接地に共同住宅を建築するにあたり、進入路を確保するため、譲受人の農地の一部を転用し、その転用部分の補填として申請地を譲り渡すということです。譲受人は隣接する農地とともに引き続き自家消費用に季節の野菜を耕作したいということです。

6月28日に事務局職員と現地調査を行いました。調査項目全てに問題がなく、3条申請は適当と思われる。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

それでは、10番委員は入場してください。

次に、2番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

2番岩国地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに畑。面積は245㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では担当の中尾委員、追加説明をお願いします。

第 9 番

追加説明名をいたします。申請地は川下出張所から北に約 1.3 km に位置する農地です。

譲渡人は遠方に居住しており、妹夫婦に管理をお願いしていたところ、譲受人から購入を希望され、譲渡することにしたということです。

申請地は譲受人の自宅の隣接地であり、野菜を作ることに興味があり J A 等の指導を受けながら、芋や葉物野菜を中心に耕作していきたいということです。

6月28日に事務局職員と現地調査を行いました。調査項目全てに問題なく、3条申請は適当と思われ。皆様ご審議よろしくお願ひします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませぬか。

(異議なし)

異議がございませぬので、2番を許可することを決定します。

次に、3番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

3番岩国地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに畑。面積は588㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしてございませぬ。では担当の小林委員、追加説明をお願ひします。

第 1 番

それでは説明をいたします。この案件は南河内支所より西に約 700m の所にございませぬ。

譲渡人は50年以上前から隣接する土地を前所有者が譲受人に貸してございませぬ、土地の手入れも合わせて作業されてございませぬ。

現所有者は他県に居住をしてございませぬ、当該農地耕作することまた管理を継続することは困難であり、農地を手放そうと考えていたところ、このたび隣接地の宅地と合わせて譲受人に譲渡されてございませぬ。

譲受人は申請地の隣接地に自宅がございませぬ、また付近の自己の耕作をする農地があるため合わせて耕作することにより、作業効率を上げるためそして、仕事に余裕ができてまた新たに農地を取得し、営農活動に力を入れられるそうです。農機具を持ってございませぬ、周辺農地に悪影響を及ぼすことはございませぬ。

6月26日に現地調査に行つてございませぬ。私は3条許可は相当と思ひます。皆様ご審議よろしくお願ひをいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませぬか。

(異議なし)

異議がございませぬので、3番を許可することを決定します。

次に、4番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

4番由宇地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田及び畑。面積は489㎡他12筆、合計12,204㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は譲受人による譲受人以外の持分の取得です。これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第16番

それでは説明をいたします。申請地は由宇総合支所より南に約2.3kmの場所にする農振農用地の第2種農地です。

譲渡人は申請地が譲受人の亡き義理の兄の共有部分について、法定相続人がいないため相続財産清算人となり、譲受人から申請地の持分について取得したいという意向があったため、譲受人に売却をする許可の申し立てを行い家庭裁判所の審判を得た後、譲受人に売り渡す運びとなります。

一方、譲受人は残りの持分を取得することにより完全な所有権とし、安心して農業が経営できるようにしたいという意向で譲渡人に農地の権利移動を申し出たものです。

7月10日に事務局支所担当者とともに調査項目に従いまして現地調査を行い、問題となる点はないと判断をいたしました。

現在、家庭裁判所に譲受人に売却する許可の申し立てを行っている最中であり、審判決定が概ね今月下旬の予定となっております。予定通り審判決定の確認ができた後に許可ということになるかと思われまます。皆様のご審議よろしくお願いをします。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議はありませんでしたが、許可申請の13筆につきましては、家庭裁判所の審判決定は7月下旬の予定とのことです。一旦保留とし審判決定の確認により8番を許可することとします。

次に、5番を事務局より議案説明してください。

事務局

5番周東地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに畑及び田。面積は141㎡他2筆、合計2,243㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第5番

追加説明をいたします。申請地は祖生出張所より、東南へ2.6kmに位置する農地です。

譲渡人は4年前に売買によりこの農地を取得しましたが、親族に介護等の必要が生じ、耕作の時間の猶予がなくなったことと、維持管理の問題もありこのたび売却することにしたものです。

譲受人はこれまでに農業経験はありませんが、高齢化に伴う農業者減少対策として、他県で遊休農地を活用しナッツを栽培し、儲かる農業があることを知り、岩国市でも出来るかを検証してみたいと考え、その実現を目指すものです。

現在この農地は見た目には境界も分かりにくいほど、草木も伸び使える農地に復旧するには時間も手間もかかると思われませんが、このまま人の手が入らないままでは荒廃していくだけです。農機具については保有しているのは運搬機のみで、現地にビニールを被せ保管の予定。草刈り機はこれから購入を予定しています。収穫の後は小売店、ケーキ等の生産工場への販売を予定しています。ナッツの収穫までには年数を必要としますが、期待したいと思います。

7月1日に事務局と調査項目に従い現地調査を行いました。提出書類も確認しました。周辺農地への影響もなく、3条許可は適切と思われる。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することを決定します。

次に、6番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

6番周東地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、田。現況、畑。面積は1,135㎡他3筆、合計2,916㎡です。

申請人は記載のとおり、理由は譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では担当の林委員、追加説明をお願いします。

第 1 3 番

それでは説明します。周東総合支所より2.54kmの西に位置している農地です。

6月26日、市担当者と調査に入りました。譲渡人は東京に住基をもたれ管理は不可能。譲受人は50代で、新規就農者で農地を探しておりました、もともと住居が市内に一緒だったこともあり、合意が形成されてございます。

調査項目に従って調査の上、何ら問題はないと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することを決定します。

次に、7番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

7番美和地区

権利の種類は所有権の移転です。土地や所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、田及び畑。現況、畑。面積は174㎡他1筆、合計501㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では担当の原田委員、追加説明をお願いします。

第12番

申請地は美和総合支所から北西に約750m。譲受人の自宅近くの農地で、登記上地目は田及び畑となっておりますが、現況はともに畑で栗畑として利用しております。

申請となった経緯についてですが、譲渡人は体調不良により農地の管理が難しくなったため申請地の近くに住む譲受人に話をしたところ、家に近いので農地を買い取ることになったと聞きました。

譲受人は高齢ではありますが、長男が農業を継承することになっており農地の管理には何ら問題ありません。

申請地は6月28日に事務局と共に調査項目に照らし合わせ現地調査を行ったところ、いずれの項目も問題になる点はなく許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を許可することを決定します。

次に、8番を事務局より議案説明してください。

事務局

8番美和地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、畑及び田。現況、畑及び田。面積は14㎡他5筆、合計2,857㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は譲受人の経営継承です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では担当の原田委員、追加説明をお願いします。

第12番

申請地は美和総合支所から北へ約5.3kmの農地です。

譲渡人と譲受人は元夫婦であり、6月3日に離婚が成立したそうです。譲受人は在留資格はフランス人で、日本人との離婚後は子供を育てるため在留資格を日本人配偶者から定住者に変更する予定と聞いております。

農業の方は夫婦二人で妻が所有する申請地を耕作していたため、譲受人の経験や機械等の確保については何ら問題ありません。今まで通り米や野菜、柿、栗など栽培するそうです。

申請地は6月28日に事務局とともに調査項目に照らし合わせ現地調査を行ったところ、いずれの項目も問題に至る点はなかったのですが、在留資格が来月の8月10日までの有効券しかありません。また在留資格の種類が日本人の配偶者となっており、新たに日本人として結婚しなければ、この理由の例の在留資格の更新はないそうです。

しかし、譲受人は未成年の子どもがおり育てたいと思っているところから、今は定住者としての在留資格の申請を途中でということです。より慎重な進路のため今の有効期限から考えると、新しい在留カードの発行は近いでしょうから、新しいカードの指示を受けてからの許可というのが良いと考えられます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんでしたが、現時点で譲受人の定住権の確認ができていませんので、一旦保留とし定住権の確認により8番を許可することとします。

次に、「議案第21号農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。それでは、1番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

1番周東地区

土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに畑。面積は59㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、ゴミステーションの設置です。

農地区分は都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第 5 番

追加説明をいたします。申請地は周東総合支所より北へ300mに位置する農地です。

申請者は1人暮らしで高齢でもあり、これまで通りに農地を維持することが難しくなったため、所有する土地の一部をゴミステーションとして整備し、近隣住民のために活用しようとするものです。

周辺では住宅が増えてきており、近隣住民の利便性は向上すると思われます。雨水の排水先は農業用排水路ですが、申請者しか利用していないため、協議の必要性もありません。

7月1日、事務局と調査項目に従い現地調査を行いました。提出書類も確認し、4条許可は適当と思われます。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、「議案第22号農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。それでは、1番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

1番岩国地区

権利の種類は令和7年10月末までの一時的な賃借権の設定です。
土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに畑。
面積は946㎡他1筆、合計1,742㎡の内、548.84㎡他1筆、合計665.73㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、山陽新幹線橋梁補修工事に伴う工事準備ヤードの設置です。

農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の黒崎委員、追加説明をお願いします。

第10番

それでは追加説明をいたします。申請地は岩国市小瀬出張所から北北西へ約2kmの場所に位置している農地です。

譲受人はJR西日本から山陽新幹線に係る工事を受注し、下松市や宇部市でも工事の施工しております。

この度は小瀬川橋梁の補修工事に伴い、JR用地内のみでは補修工事の施工が困難なため、隣接する申請地を約1年間、一時的に借り受け工事準備作業ヤード、工事用車両駐車場用地として利用し、工事完了後は速やかに原状回復することで譲渡人との協議がまとまったとのことでした。

6月25日に事務局職員と調査項目に従い現地調査を行い、資金計画書、事業計画書、被害防除計画書の確認を行いました。造成は土木シートの上に碎石を0.1m盛土。雨水は道路の側溝へ、汚水は発生しません。転用面積は最小限に抑えられており、外周ぐるりとバリケードフェンスで囲うとのことでした。また工事完了後の原状回復誓約書の添付もあり、周辺農地への影響もなく、5条許可は適当と思われまふ。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませぬか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。次に、2番を事務局より議案説明してください。

事務局

2番岩国地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、田。現況、荒廃。

面積は1.07㎡他3筆、合計271.07㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は農家住宅の建築です。

農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の塚田委員、追加説明をお願いします。

第11番

追加説明をいたします。申請地は平田出張所から直線以南西650mの場

所に位置している農地です。

すでに宅地用に整地されており始末書が添付されています。母親が高齢のため近くに家を建て、将来介護を容易にしたいとの思いです。

7月9日に事務局職員と調査項目に従い現地調査を行いました。農業用排水に支障を及ぼすおそれはなく、周辺農地への影響もなく、土地利用計画図書も提出されています。5条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。次に、3番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

3番玖珂地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は292㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は擁壁の設置です。

農地区分は都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の小林委員、追加説明をお願いします。

第 1 番

それでは説明をいたします。この申請地は玖珂支所より北に約720mの所にあります。

この案件は先月書類不備のため取り下げられた案件です。譲受人は現在申請地の北側で事業を営んでおり、申請地が崖状になっており崩落の危険があるため、高さ5mの擁壁を作ることにされました。

もし崩落すると周辺に悪影響を及ぼすため一体利用地とされ、譲渡を受けることにされました。

譲渡人の申請地は高齢のため休耕をされております。申請地の南側に土地を所有しており、申請地が崩落すると他の土地に悪影響を及ぼすため、ここを譲渡することにされました。

資金事業計画書他、農地転用権利移動許可申請書の提出があります。この場所には6月26日、事務局と調査に行っております。5条許可は相当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願いをいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。次に、4番を事務局より議案説明してください。

事務局

4番玖珂地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに畑。面積は332㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は事業用荷物置場、駐車場及び産廃仮置場の設置です。

農地区分は都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第14番

それでは説明いたします。申請地は玖珂駅から南東へ333mの所に位置しております。

譲受人は個人事業主であり、受注増加に伴い隣接地である申請地を取得して物置用のユニットハウス置場、産廃の仮置き場、駐車場用地として利用すると言うものです。

譲渡人は畑地を管理できずに持て余していたところ、譲受人からの要望に応じて、譲渡すことにしたということです。

7月4日に事務局職員と現地調査を行い

調査項目に従い調査いたしました。問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。次に、5番を事務局より議案説明してください。

事務局

5番玖珂地区

権利の種類は使用貸借権の設定です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は845㎡の内456㎡です。

申請人は記載のとおり、転用目的は自己用住宅の建築です。

農地区分は都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第14番

それでは説明いたします。申請地は玖珂支所 奏より南西300mの所に位置しております。

両者は祖父と孫の関係になります。借受人は現在借家に住んでおりますが手狭になってきたために、申請地を借り受けて自己用住宅を建築したいという事です。貸し人は高齢となり耕作が困難になってきたので、孫の要望に応じて使用貸借することにしたということです。

7月4日に事務局職員と現地調査を行い調査項目に従い調査いたしまし

たが、問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。
(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。次に、6番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

6番周東地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに畑及び田。面積は24㎡他1筆、合計281㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は自己用住宅の建築及び進入路の設置です。

農地区分は都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第 5 番

追加説明をいたします。申請地は周東総合支所より北へ300mに位置する農地です。

譲受人は自己用住宅を新築するにあたり土地を探す中、父母の知人である譲渡人が所有する土地を安価で購入できることになりました。

この申請地は近年農地としての利用はしておらず、年齢的な理由から耕作を再開する計画もなく、子供たちも地元にはおらず、また帰る予定もない為、今後農地を維持することが難しいため売却を決めました。

7月1日、事務局と調査項目に従い現地調査を行いました。事業計画書、資金計画書、被害防除計画書いずれも確認いたしました。5条許可は適当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。
(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。次に、7番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

7番周東地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は369㎡他1筆、合計748㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の片山委員、

追加説明をお願いします。

第 2 番

説明します。申請地は周東総合支所から南南東へ約 1.3 km に位置します。譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、市外に居住し長い間耕作しておらず、後継者や担い手もなく維持管理ができず苦慮していたところ、譲受人から申し出があり売却することとしました。

譲受人は毎月のように、太陽光発電所設置で総会に申請されております。また全国に太陽光発電事業を展開する法人であります。申請地を譲渡人に求めたものです。

6月28日、支所担当者と調査項目に従い調査いたしました。周辺農地への影響もなく許可相当と思われまます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

手元の地図で角みたいな出ている所は、この土地への取水口、取水の水路ということです。一番初めにあった、角で囲まれた下に、南西に向かって角みたいなのが出てるんですけど、あれが取水口。申請地と取水口で分筆をされておられません。以上です。ご審議よろしくお願ひします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号農地法第4条の規定による届出の受理の取消について、事務局より報告してください。

事 務 局

1番岩国地区

土地や所在地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに畑。

面積は261㎡です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、宅地造成です。農地区分は市街化区域です。

取消の理由は、事業の中止です。取消す受理通知書の発出年月日および番号は、令和6年3月28日・令6農委指令第4号の4です。

以上、1件の申出がありましたが、受理通知書の回収も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第2号農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より報告してください。

事 務 局

1番岩国地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、田。現況、畑。

面積は509㎡です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、共同住宅の建築です。農地区分は市街化区域です。

以上、1件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第3号農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より報告してください。

事 務 局

1 番岩国地区
土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに畑。
面積は351 m²です。申請人は記載のとおり。
転用目的は、分譲宅地です。農地区分は市街化区域です。
他5件、合計6件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第4号農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、事務局より報告してください。

事 務 局

1 番岩国地区
土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも畑。
面積は676 m²のうち96 m²です。
申請人は記載のとおり。転用目的は農業用施設の設置です。
農地区分は第1種農地です。
他3件、合計4件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第5号現況証明につきましてはご高覧ください。
報告第6号農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より報告してください。

事 務 局

1 番由宇地区
報告年月日は令和6年6月19日。法人の住所、名称は記載のとおり。
事業年度は4月1日から3月31日。法人形態は株式会社です。
事業の種類、構成員数、業務執行役員数などは要件を満たしております。
以上、1件の提出がありました。

議 長

報告第7号農地法第3条の規定による許可処分 of 修正について、事務局より報告してください。

事 務 局

1 番岩国地区
権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。
地目は台帳、田。現況、畑。面積は89 m²です。
修正の内容は譲受人の持ち分割合の変更です。
修正する許可の年月日および文書番号は、令和6年6月14日・指令令6岩農委許第3号の45です。
以上、1件の申出がありましたが、許可指令書の回収も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

以上での農地法関係の報告事項を終わります。そのほか、伝達事項がございませんか。

それでは以上をもちまして、本日の総会の方を終了いたしたいと思いますが、次回の総会は8月16日金曜日、午前10時から岩国市民文化会館第1研修室を予定しております。

繰り返します。次回の定例総会は8月16日金曜日、午前10時から岩国市民文化会館の第1研修室を予定しております。それでは以上をもちまして本日の総会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

次回総会について

令和6年8月16日 金曜日 午前10時00分から岩国市民文化会館 第一研修室。

午前11時、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する

会 長 梅 川 仁 樹

署名委員 中 尾 正 浩

署名委員 藤 中 京 子